

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について  
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管)

単位:千円

基金の名称	鳥取県安心こども基金	
基金設置法人名	鳥取県	
基金の額		今回造成額 10千円
		造成完了時における残高 963,401千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 10千円
	(うち国費総当額)	造成完了時における残高 963,401千円
基金事業等の概要	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末
	基金の解散予定時期	令和7年6月末
基金事業等の目標	・保育所、認定こども園、小規模保育事業所の整備による保育の受皿確保 ・保育士資格の取得支援による保育人材の確保	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	—	
その他の事項	—	